

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
第1条による改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年墨田区条例第20号））

改 正 案	現 行
<p>（期末手当） 第27条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第27条〔略〕</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6〔略〕</p>

第2条による改正（幼稚園教育職員の給与に関する条例）

改 正 案	第1条による改正後
<p>（期末手当） 第27条〔略〕</p>	<p>〔同左〕 第27条〔略〕</p>

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の85、12月に支給する場合には100分の90を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは「100分の10」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の110」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の50」と、「100分の90」とあるのは「100分の55」とする。

4～6 〔略〕

2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定により管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは「100分の5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 〔略〕

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。